

災害等による申告等の期限延長申請書

年 月 日

東久留米市長

申請者（納税者又は特別徴収義務者）

住所又は居所

もしくは所在地

氏 名

又は名称及び代表者

連絡先

東久留米市税条例第 18 条の 2 の規定により、下記のとおり災害等による申告、納付等の
期限延長を申請します

記

申請内容

年度及び税目（法人においては事業年度）		本来の期別（月）及び期限	
年度	税目	期別（月）	法定期限
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

災害等の理由がやんだ日

年 月 日

期限の延長を必要とする理由

- 1 この申請書には期限の延長を必要とする理由を証明する書類（り災証明等）を添付して災害等の理由がやんだ日から速やかに提出してください。
- 2 期限が延長される期間は、災害等の理由がやんだ日《注》から2か月以内（特別徴収義務者は30日以内）です。
- 3 年度及び税目（法人においては事業年度）は、期限の延長を受けようとする年度と税目です。△○年度 個人市民税、△○年度 固定資産税・都市計画税、△○年度 軽自動車税。法人市民税は年度に事業年度（年月日～年月日）を記入してください。たばこ税は、年度を空欄としてください。
- 4 本来の期別（月）及び期限の期別（月）は、複数回、申告や納期がある場合に記載してください。期限は、延長を申請する申告や納期の本来の期限について記入してください。たばこ税は、○年○月分と記載してください。
- 5 災害等の理由のやんだ日は、災害の場合には災害が引き続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態となった日、その他の場合には交通通信の回復等申告や納付等の行為をすることが可能となった日のことをいいます。
- 6 期限の延長を必要とする理由は、震災、風水害、落雷、なだれ等天災による災害及び火災（失火を含み、自己の放火を含まない。）等人為的災害（自己の意思によるものを除く。）により申告又は納付等ができないと認められるやむを得ない事実。
または、納税者自身の疾病その他広範囲にわたる交通の途絶等によって申告又は納付等ができないと認められるやむを得ない事実をいいます。
なお、資金不足又はその者の責めにより納付等ができないと認められる事実は含みません。
- 7 たばこ税は納期限延長の制度が別にもう一つあります。（東久留米市税条例第100条）詳しくはたばこ税の担当までご相談ください。

8 提出先 〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所課税課 市民税係又は固定資産税担当

9 問い合わせ先 TEL042-470-7777（代表）

内線 2346 市民税

内線 2332 法人市民税

内線 2331 軽自動車税

内線 2331 たばこ税

内線 2341 固定資産税（土地に関する事）

内線 2342 固定資産税（家屋又は償却資産に関する事）